

## 「種子法」廃止と漂う種子は「公」のものとの思い —相次ぐ条例制定の動きは、異議申し立てか?—

一般社団法人 北海道地域農業研究所

所長 飯澤理一郎

### 復活法案の提出と 代替条例の制定へ

種子法、主要農作物種子法がこの世から消えたのは、二年前、二〇一七年四月のことであった。国会で審議に費やされたのはたった十一時間。極めて短時間で、一九五二年以来、優に半世紀以上にも渡つて機能してきた法律が廃止されたのである。果たして審議は十分だったのであるうか。

とても十分だったと言えそうにもない。何よりも、それはその附帯決議に示されているよう。民進党や日本維新の会だけに止まらず、自民党や公明党なども加わって提出され附帯決議は言う。「種子生産について適切な基準を設け」、また「都

道府県の取組みが後退しないように財政措置を講じ」よど。更に「特定の業者による独占」を防止せよ、「国外流出の防止」や「価格の適正化」を図れとも言つ。種子生産の“自由化・民営化”は良いけれど、その基準もはつきりせず、独占化・国外流出の恐れなどがあつたのではならない。また、それを補完するはずの予算が曖昧では、種子改良どころの騒ぎではない。改良どころか、これまでの成果

(改良種子など)を保全する」ともままならない。「うした不安が尽きないからこそ附帯決議が必要とされた、と言えよう。まさに審議が“極めて不十分”あるいは“審議らしい審議”がされなかつたことを物語るものではないだろうか。これではたまつたものではない。

いかにも高級技術らしく見える「遺伝子組み換え」、「ゲノム編集」と言つても、元々の“タネ”がなくては話にもならない。今更、かの有名なバースツールを持ち出すまでもなく、“タネのないところには何も生まれない”のである。科学が如何に進歩したとは言え、また“超”一流の生物学者・科学者と言えども、“超”単純な生物らしきものすら作り出したことはない。タネの保全・継承が如何ほど大事な事か、語るまでもあるまい。

こうした心配・不安があつてか、可決後一年が経ち、いよいよ廃止が現実のも

のとった一〇一八年の初春以降、希望の党や立憲民主党などの六党による「種子法復活案」提出の動きが本格化し、議員立法として国会に提出された。しかし、同年六月七日の衆議院農林水産委員会にかけられたものの、採決には至らず継続審議とされた。今でも種子法復活を求める意向は強く、「日本の種子を守る会」を中心に署名運動などが繰り広げられているのである。

## 何を決め、どんな寄与? —種子法—

こうした動きと連動する都道府県条例を求める動きも、この間ねばり強く展開されてきた。都道府県条例はこの間、兵庫県を先頭に埼玉県、富山県、山形県、新潟県、北海道、岐阜県、福井県、宮崎県で次々に制定され、長野県、栃木県でも準備・検討が進められている。また

「日本農業新聞」の調査では秋田・岩手・宮城・群馬・千葉・神奈川・愛知・滋賀・島根・福岡の各県でも、条例制定などへ

向けての意見書が市町村から寄せられていると言つ。都合一〇、半数近くの都道府県で何らかの動きがあつたのである。

それらはいずれも農業“大県”、中でも米麦・大豆生産の生産“大県”なのであり、それだけに種子法廃止は一大事、“問題多きなこと”だったと言えるのであるまい。

講和条約が結ばれ我が国が主権を回復した翌年である。終戦後七年を経ていたとは言え農業生産は回復の“道半ば”。中でも生産資材の“質”と“量”は劣悪で、しかも不足し勝ちであった。特に、主食となる米麦、それに日本の調味料＝味噌・醤油の原材料＝大豆の良質化・増産は緊急を要する課題であった。種子法はこうした課題に応えて制定されたものであつたと言える。

それはたった八条、A4版一枚にも遠く及ばないもので、簡潔に言えば都道府県（国）が責任を持つて米麦・大豆の種子改良を担い、そして供給すると言うものであった。もちろん、その分野（米麦・大豆）への民間参入は不可で、それが解禁されたのは“規制緩和・民間活力の活用”や“前川レポート”などが喧しく騒がれた一九八六年になつてからである。以降、民間企業の参入が進み、種子生産・

供給を行つているが、全てハイブリット種子。周知のように、それでは自家採種は出来ず、毎年購入するしかない。また、価格も一般にkg当たり四〇〇円前後のところ、最も安価なものでも八六〇円超と倍以上もし、四千円前後のものも多いとされる。普通程度の収穫量（五六〇～七〇kg程度）を得る為には一〇a当たり三円の種子（四〇〇円で種子代は一一〇〇円）が必要とされるから、種子代は八六〇円でも一五〇〇円（二倍強）程度、四千円では一万三千円（一〇倍）もかかることになる。それを米代だけで取り戻そうとすると、他の点が代わらなければ前者で一六〇円、後者で一一〇〇円強ほど米価は高くなればならない。前者ならまだしも、後者程のプラスα米価は可能であろうか。特殊・限定的用途などを除き、一般的には大いに疑問の残るところであろう。

種子法は、疑いもなく我が国の“基礎的”食料「米麦や大豆」の価格的・量的な安定供給に絶大な威力を発揮してきたと評せるのである。そして、であるが故にそれは“危機的水準”などと揶揄されつつも、何とか自給率を三八%に止めている絶大な“縁の下の力持ち”だったよう気がしてならない。(ここに税金が投じられていたとしても何の疑惑・疑問もわかないし不思議もない、と思うのはわれわれだけであろうか。

## 突然だつた種子法廃止の提案 — 規制改革推進会議

それに同意できなかつたのか、規制改革推進会議は突如一〇一六年、種子法の廃止を打ち出した。それは、「総合的なTPP関連政策大綱」の施策の具体化を議論した未来投資会議との合同会合の場

であった。そこで“生産資材価格形成の見直し”や“生産者優位の流通・加工構造の確立”が提示され、種子・種苗については“国家戦略・知財戦略”とされたのである。“知財戦略”との言い方も大いに気になるが、それ以上に問題なのは続いて「民間活力を最大限に活用した開発・供給体制を構築」し、「地方公共団体中心で、民間の品種開発意欲を阻害している主要農作物種子法は廃止する」としたことである。

ところで民間は“公”を明らかに上回る活力を發揮するであろうか。もちろん、それは国民に役立つものでなければならぬ。“国民は苦しめど民だけは儲かる”ではたまたまではない。われわれの浅はかな経験ではとても首肯できない。どうも、逆なような気がしてならない。バブルをもたらし、後に“失われた〇〇年”をもたらしたのは、

まさに“民”だったのではないだろうか。また、古いが一九七〇年代のオイルショック時、“千載一遇のチャンス”などと言つたのは“民”ではなかつたのか。また、“民の効率・先駆性・公の非効率性”との議論も一九八〇年代初頭の三公社の民営化が提起された「土光臨調」時代のものであろう。以来四〇年程が過ぎ去り、「格差拡大」「非正規労働者の激増」などが問題化し、また、アメリカ大統領選挙ではトランプの当選とともに“バーー・サンダース”的善戦、歐州ではポピュリズムが旋風を巻き起こすなど、時代は徐々にではあれ確実に変化してきている。にもかかわらず“四〇数年”前のことを持ち出すと説うのでは余りにも古色蒼然としているまい。

### 疑念尽きない “民間開放”

関連して米の種子価格が“公”で<sup>kg</sup>当たり四〇〇円前後なのに対し、“民”では安いものでも八六〇円余、中には四

千円も超えるのはなぜだろうか。言つまでもあるまい。“民”では「開発経費」（その“利子”分も含む）はもちろん、そこから「利益」をも回収しなければならないからであろう。開発種子がハイブリッドのみと説うのもこの点と関連しているように思えて仕方ない。思えば、アメリカ発の遺伝子組み換え作物も自家採種は認められず、毎年の種子購入義務が付いているのも同根と言えよう。

が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を促進する」と。これを読む限り、「公」の入る余地はなく、せいぜいこれまでの知見を提供するべういなものである。しかも、民間業者＝民間企業であれば“分け隔てなく”無条件に、また“無償”でなのであろうか。厳しい条件を付けてとか、それなりの対価をとつてなどと聞かないから、そうかも知れない。

ところで、付帯決議に「国外流出の防止」があつたから、民間業者は“国内”業者に限り、外国企業は排除されなければならない。今、一種話題のカルロス・ゴーン氏が率いていた日産自動車は、果たして“国内企業”なのか、あるいは“外国企業”なのであろうか。もし、同様の企業が開示を請求して来た時、どうするのであろうか。また、今日、正真正銘“国内”企業だったとしても、これ程の国際化の中で明日どうなるか分からない。これでは“国家戦略・知財戦略”も聞いて呆れるしかない。また、改正種苗法に言う「育成者権」や知的財産権などもあったものではない。

それを防ぐためには“一代限り”的種子でなければならない。一代限りと言えば、“遺伝子組み換え”や“ゲノム編集”に行き着く。もちろん、それは農民的な育苗＝自家増殖の否定である。その先に浮かぶのは“遺伝子組み換え”“ゲノム編集”作物のみがポツラポツラと咲く、“種子ビジネスが爆発的拡大”したゆがんだ日本”かも知れない。九八%のDNAは未だ未解明、とされる中で「遺伝子組み換え、ゲノム編集などと言われても俄に一〇〇%の信頼を置くことはできない。また、植物は自己増殖する—北海道での「野生大麻」問題を持ち出すこともなく—ことを思えば尚更である（仲野徹）

『エピジエネチクス』岩波新書、一〇

一四、小林武彦『DNAの九八%は謎』ブルーバックス、一〇一七、青野由利『ゲノム編集の光と闇』ちくま新書、二〇一九、などを参照）

そんな日本の姿をみたいとは、断じて思わない。相次ぐ条例制定などの動きの中に、種子＝“公”＝国民共有のものとする思想があるような気がしてならないのである。

